

- 二 前号の証明事業の実施に関する計画を適切かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
- 三 証明事業以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて証明事業が不公正になるおそれがないこと。
- 3 第一項第二号の規定による指定を受けた証明事業を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに証明事業の名称は、次のとおりとする。

証明事業を実施する者		証明事業の名称
名 称	主たる事務所の所在地	
社団法人全国宅地擁壁技術協会	東京都千代田区鍛冶町一丁目六番十六号	宅地擁壁製造工場評定事業

(設計者の資格)

第四条の三 令第十八条第五号の規定により、国土交通大臣が同条第一号から第四号までの規定に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めたる者は、次に掲げる者とする。

- 一 土木又は建築の技術に関して十年以上の実務の経験を有する者で、国土交通大臣が指定する講習を修了した者
- 二 前号に掲げる者のほか国土交通大臣が令第十八条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めたる者
- 2 前項第一号の規定による講習の指定は、次に掲げる基準に適合すると認められる者が実施する講習について行う。
 - 一 職員、講習の実施の方法その他の事項についての講習の実施に関する計画が講習の適切かつ確実な実施のために適切なものであること。
 - 二 前号の講習の実施に関する計画を適切かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
 - 三 講習以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて講習が不公正になるおそれがないこと。
- 3 第一項第一号の規定による指定を受けた講習を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに講習の名称は、次のとおりとする。

講習を実施する者		講習の名称
名 称	主たる事務所の所在地	
社団法人全国住宅地協会の連合会	東京都新宿区新宿一丁目二六番六号	宅地造成技術講習会
社団法人日本宅地開発協会	東京都港区虎ノ門一丁目二番二十号	宅地開発技術講習会

(都市計画法施行規則の一部改正)

第五条 都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一号ト中「ハ」を「ト」に改め、同号トを同号チとし、同号への次に次のように加える。

- ト 宅地開発に関する技術に関する七年以上の実務の経験を含む土木、建築、都市計画又は造園に関する十年以上の実務の経験を有する者で、国土交通大臣が指定する講習を修了した者
- 第十九条に次の二項を加える。
- 2 前項第一号トの規定による講習の指定は、次に掲げる基準に適合すると認められる者が実施する講習について行う。
- 一 職員、講習の実施の方法その他の事項についての講習の実施に関する計画が講習の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

- 二 前号の講習の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
- 三 講習以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて講習が不公正になるおそれがないこと。
- 3 第一項第一号トの規定により指定を受けた講習を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに講習の名称は、次のとおりとする。

講習を実施する者		講習の名称
名 称	主たる事務所の所在地	
社団法人全国住宅地協会の連合会	東京都新宿区新宿一丁目二六番六号	宅地造成技術講習会
社団法人日本宅地開発協会	東京都港区虎ノ門一丁目二番二十号	宅地開発技術講習会

(外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律施行規則の一部改正)

第六条 外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律施行規則(平成九年運輸省令第三十九号)の一部を次のように改正する。

- 3 法第九条第二号の規定による指定は、次に掲げる基準に適合すると認められる者が実施する研修について行う。
 - 一 職員、研修事務の実施の方法その他の事項についての研修事務の実施に関する計画が研修事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
 - 二 前号の研修事務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
- 4 法第九条第二号の規定による指定を受けた研修を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに研修の種類は、次のとおりとする。

研修を実施する者		研修の種類
名 称	主たる事務所の所在地	
社団法人日本観光通訳協会	東京都千代田区丸の内三丁目四番一号新国際ビル	特定地域において通訳案内業を営むために必要な当該特定地域に係る地理並びに産業、経済、政治及び文化に関する一般常識に関する研修
財団法人日本ホテル教育センター	東京都中野区東中野三丁目十五番十四号	特定地域において通訳案内業を営むために必要な当該特定地域に係る地理並びに産業、経済、政治及び文化に関する一般常識に関する研修

(旅行業法施行規則の一部改正)

第七条 旅行業法施行規則(昭和四十六年運輸省令第六十一号)の一部を次のように改正する。

第三十七条を次のように改める。

(公示)

第三十七条 法第十二条の十一第一項の規定による指定を受けた者(以下、指定旅程管理研修機関)といたつ。のうち、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人であるものの名称及び主たる事務所の所在地並びに旅程管理研修の種類は、次のとおりとする。